

12. 交通料金の助成など

(1) 福祉タクシー等事業

■ 内容

外出が困難な障がいのある方に、タクシー・路線バス・デマンドバス・自家用車のガソリン代に利用できる利用券を交付します。

◎利用限度額：腎臓機能障がい 年20,000円（5月以降の申請は月1,600円）

・利用限度額：その他障がい 年10,000円（5月以降の申請は月800円）

◎利用券は下記の事業者で利用できます。

タクシー事業者	電話番号	所在地
京都タクシー亀岡支社	0120-051414	亀岡市余部町大塚24-1
新京都タクシー	0120-021090	亀岡市余部町大塚24-1
京都福祉センター	0120-825678	南丹市園部町城南町上サメ川7-1
南丹介護タクシー	0771-62-1489	南丹市園部町熊崎土井ノ内11
アンシン福祉タクシー	0771-63-2123	南丹市園部町上本町7
南丹タクシー	0120-194539	南丹市八木町八木東久保40
谷タクシー	0771-74-0029	南丹市日吉町胡麻駅前
京都みやび交通	0120-207011	南丹市美山町音海上野3
介護タクシーケア・ドライブ	0771-24-7584	亀岡市篠町山本中条24
介護タクシーあんくる	0771-25-2454	亀岡市篠町篠下北裏17-3
京都相互タクシー(京都市内のみ)	075-861-1818	京都市右京区太秦下刑部町7
阪東サービス	075-463-6612	京都市右京区龍安寺池ノ下町14-13
路線バス事業者	電話番号	利用できる路線
南丹市営バス	0771-68-0019	南丹市営バスの全線
中京交通	0771-63-0521	南丹市ぐるりんバスの全線
京阪京都交通	0771-22-3434	八田線・園篠線・園部八木線 国道線(園部駅西口～亀岡駅前間) 神吉線・原神吉線 明治国際医療大学園部シャトルバス
西日本JRバス	0771-86-1510	園福線
デマンドバス事業者	電話番号	利用できる路線
京都タクシー亀岡支社	0771-42-2163	南丹市デマンドバスの八木町内全線
南丹タクシー		
谷タクシー	0771-74-0029	南丹市デマンドバスの日吉町内全線
京都みやび交通	0771-75-1197	南丹市デマンドバスの美山町内全線
ガソリン給油事業者	電話番号	所在地
京光石油 園部SS	0771-62-0436	南丹市園部町河原町4-29-1
飯田石油	0771-62-0125	南丹市園部町上木崎町入道31
梅松石油	0771-42-4488	南丹市八木町八木大狩代16-5

ガソリン給油事業者	電話番号	所在地
マルゼン 胡麻SS	0771-74-0914	南丹市日吉町胡麻佃2-1
猪奥米油店カントリースクエア日吉	0771-72-3131	南丹市日吉町保野田島田21-1
猪奥米油店 丹波胡麻SS	0771-74-0001	南丹市日吉町胡麻土橋4-1
長野石油店	0771-77-0202	南丹市美山町北桜谷口11-1
大丸油業 カントリースクエア美山	0771-75-1122	南丹市美山町安掛風呂ノ元12
佐々木石油	0771-75-0076	南丹市美山町静原森ケ下11-11
下田石油店	0771-76-0126	南丹市美山町鶴ヶ岡川合新田23
大瀬石油店	0771-75-0087	南丹市美山町大野森ノ上48-4

※タクシー・デマンドバスの予約は事業者に直接連絡してください。

※利用券を他人に譲ることはできません。

■対象者

- ①腎臓機能1・3級の身体障害者手帳を持つ方
- ②視覚・下肢・体幹・移動機能1・2級、心臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能1級の身体障害者手帳、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持ち、利用者の属する世帯の市民税所得割額が合計235,000円未満の方

■手続き

①相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎障害者手帳の写し
②交付決定	交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書と、対象となる場合は利用券を交付します。
③サービスの利用	乗務員または店員に対象となった障害者手帳を提示したうえで、利用券を利用してください。

※申請は年度内1回限りで、利用券を紛失されても再発行はできません。

※利用券は1枚50円券です。50円未満は現金でお支払いください。

※利用券を利用できるのは交付した年度の3月31日までです。使い残しても現金との引き換えはできません。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

(2) 事業所等通所交通費補助金事業

■ 内容

障害者就労支援事業所などに通所する障がいのある方に、通所に必要な交通費の一部を助成します。

◎助成金額：月5,000円以内は全額・月5,000円を超えた分はその1/2以内

■ 対象者

障害者就労支援事業所などに公共交通機関を利用して通所する障がいのある方

■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（施設長の証明印が必要）</p> <p>◎回数券の場合は領収書の写し、定期券の場合は領収書または定期券の写し</p> <p>◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）</p>
<p>② 交付決定</p>	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書を交付します。</p>

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

(3) 自動車運転免許取得助成事業

■ 内容

身体障がい者が自動車の運転免許証を取得した場合、その教習費の2/3以内を助成します。

◎助成限度額：100,000円

■ 対象者

教習開始3カ月前から南丹市内に住所がある第1種普通自動車運転免許証を持つ方で、下記のいずれかの身体障害者手帳を持つ方

①聴覚機能4級以上

②平衡機能5級以上

③音声・言語・そしゃく機能4級以上

④上肢・下肢・移動機能6級以上

⑤体幹機能5級以上

⑥心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能4級以上

※上肢機能4～6級の場合、当該障がいを理由に、自動車の改造を条件とした運転免許証を持つ方のみ対象

■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、免許証の交付日から1カ月以内に申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎申請書 ◎障害者手帳の写し ◎運転免許証の両面の写し ◎教習費の領収書の写し ◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）
<p>② 交付決定</p>	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書を交付します。</p>

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

(4) 自動車改造助成事業

■ 内容

身体障がい者が就労など社会参加のために自動車を取得する場合、その自動車の操向装置・駆動装置などの改造費を助成します。

◎助成限度額：100,000円（両上肢機能1級の場合、協議により決定）

■ 対象者

自らが所有・運転する自動車の操向装置・駆動装置などを改造する必要がある（自動車の改造を条件とした運転免許証を持つ）方で、下記のいずれかの身体障害者手帳を持つ方

- ① 上肢機能3級以上
- ② 下肢機能4級以上
- ③ 体幹機能3級以上

■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 申請書 ◎ 障害者手帳の写し ◎ 自動車車検証の写し ◎ 運転免許証の両面の写し ◎ 改造にかかる事業者からの見積書、改造箇所の図面など
<p>② 交付決定</p>	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書を交付します。</p>
<p>③ 改造</p>	<p>利用者から事業者注文し、改造費を事業者にお支払いください。</p>
<p>④ 請求書の提出</p>	<p>市社会福祉課または各支所に、請求書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 請求書（押印と振込口座の記入が必要） ◎ 改造にかかる事業者からの領収書、改造後の写真

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課

電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166